

第74回定例会

# 伊方町議会会議録

NO.1

令和5年9月12日 開会

伊方町議会

第 74 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 5 年 9 月 12 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	9 月 12 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 7 番 福島 大朝 8 番 山本 吉昭 9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	14 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 上田 時茂 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 三好 要 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 建 設 課 長 寺谷 哲也 会 計 管 理 者 谷口 良二 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 中 央 公 民 館 長 三好 利文
町長提出議案の項目	報告第 8 号 令和 4 年度伊方町継続費精算報告書について 報告第 9 号 令和 4 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 10 号 令和 4 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第 71 号 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号） 議案第 72 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 議案等 73 号 令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 74 号 令和 4 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第 75 号 令和 4 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 76 号 令和 4 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 77 号 令和 4 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 78 号 令和 4 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 79 号 令和 4 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

	<p>について</p> <p>議案第 80 号 令和 4 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について</p> <p>議案第 81 号 令和 4 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出 決算認定について</p> <p>議案第 82 号 令和 4 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定につい て</p> <p>議案等 83 号 令和 4 年度伊方町水道事業会計決算認定について</p>
議員提出議案の項目	<p>亀ヶ池温泉対策特別委員会の廃止について（発議第 6 号）</p> <p>観光事業対策特別委員会設置に関する決議について（発議第 7 号）</p>
委員会提出議案の項目	
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	<p>9 番 小泉和也議員</p> <p>10 番 中村敏彦議員</p>

## 伊方町議会第74回定例会議事日程（第1号）

令和5年9月12日（火）  
午前10時00分開議

### 1 開会宣告

### 1 町長招集挨拶

### 1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 令和4年度伊方町継続費精算報告書について（報告第8号）

第 6 令和4年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について  
（報告第9号）

第 7 令和4年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について  
（報告第10号）

第 8 令和5年度伊方町一般会計補正予算（第5号）（議案第71号）

第 9 令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第2号）（議案第72号）

第10 令和5年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）（議案第73号）

第11 令和4年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について（議案第74号）

第12 令和4年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（議案第75号）

第13 令和4年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について  
（議案第76号）

第14 令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（議案第77号）

第15 令和4年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（議案第78号）

第16 令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（議案第79号）

第17 令和4年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（議案第80号）

- 第18 令和4年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第81号)
- 第19 令和4年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第82号)
- 第20 令和4年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第83号)

## 1 散会宣告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第74回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第74回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、季節は秋を迎えておりますが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。町内では収穫の秋ということで、柑橘の収穫作業等、大変忙しい時期を控えておりますが、一方では台風シーズンでもあります。近年、地球温暖化による影響からか、台風の大型化や集中豪雨など、これまでの常識を超えた自然の猛威によって、全国各地で甚大な被害が発生する傾向がございます。町では引き続き、消防など、関係機関と連携して防災力の強化に努めるとともに、有事の際の適切な防災情報の発信や避難所の運営など、住民の安心・安全に努めてまいります。

次に、夏のイベントでございます。きなはいや伊方まつりは、約5,000人、瀬戸の夕風まつりは約1,300人のご来場をいただき、盛況のうちに終えることができました。

佐田岬半島ミュージアムにつきましても、8月の入館者数約3,600人と、順調な滑り出しを見せております。今後とも、町内外から多くの方に訪れていただき、佐田岬半島の魅力を深く知っていただけるような運営に努めてまいります。

更に今後は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023の開催を来月に控え、県内各市町で準備の最終段階となっております。本町におきましては、サイクリング交流大会が、町全体で盛り上がるよう、関係者一丸となって万全の準備をしてみたいと考えております。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、9月20日から、初回接種が終了した全ての年齢の方を対象に、町内の医療機関での個別接種が始まります。ワクチン接種によって約7割の死亡予防効果が確認されておりますことから、特に重症化リスクの高い方に対しては、引き続き適切に接種を受けていただけるよう働きかけるとともに、医療従事者の皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいります。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取り組みといたしまして、まず1点目は、長期化した新型コロナウイルス感染拡大や原油価格の高騰対策として、国の臨時交付金を活用し、町内での消費活動を喚起し、経済の活性化に資するためのプレミアム付き地域商品券事業、2点目

は、亀ヶ池の水質改善を図るためのプロペラ式攪拌装置の導入経費、3点目は、災害はいつ起きるかも分からないという考えのもと、夜間の避難環境整備にかかる予算等を計上しております。

次に、伊方発電所についてでございます。昨年、四国電力から事前協議のありました、使用済樹脂貯蔵タンクの増設計画につきましては、先の7月臨時会で取り纏められた議会の意見等を踏まえ、「長期保管とならないよう、責任をもって計画的な搬出に努めること」「施設の安全管理を徹底すること」などを条件に、先月8日、事前了解いたしました。議員各位におかれましては、本計画の是非について、慎重審議を賜り、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

今後とも伊方発電所の運営につきましては、住民の安心・安全確保のため、緊張感をもって取り組むよう、四国電力に求めてまいりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告 3件
- ・令和5年度補正予算 3件
- ・令和4年度決算認定 10件
- ・契約 4件
- ・その他 3件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 小泉和也議員、10番 中村敏彦議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、10日間と決定いたしました。

### 諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、清家慎太郎議員、田村義孝議員、加藤智明議員、高月芳人議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し1つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、清家慎太郎議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり一般質問を始めさせていただきます。

大綱1、伊方町の自然を活かした体験コンテンツについて。

今年4月12日の議員全員協議会にて伊方町観光振興計画（戦略プラン）の案が示されました。

その中で特に私の目を引いたものが、世界水準のアクティビティ構想の佐田岬トレイルと海の整備プロジェクトでありました。

その理由といたしましては、そのいずれもが伊方町のほとんどを占める海と山を活かせるアクティビティであったからであります。佐田岬トレイルに関しましては、今年度は伊方町観光振興計画戦略プランでは調査、計画、営業ツール作成段階の予定になっております。

伊方町においてトレイルは、新潟県十日町市の越後まつだい春の陣のように旧集落道を活かせる取り組みであり、先人が生活で歩いた道を復活させ、それを新たな観光・アクティビティとして活用できる大きな可能性を持った事業であると考えます。

次に海の整備プロジェクトに関しましては、今年度は調査マスタープラン策定を終え検証の段階の予定という事になっております。

このプロジェクトは別名海中美術館構想であり、実現すればアジア初となる非常にインパクトの強い事業であります。



海中美術館は観光アクティビティ要素だけでなく、温暖化抑制のための海洋生態系による炭素吸収効果、ブルーカーボンの促進、また藻場育成による漁礁効果、そしてダイバーの継続的な観察による生態系の変化の把握にも大きな効果を期待できる事業でもあり、佐田岬の豊かな海の恵みを次の世代に引き継ぐため、私たちの世代が取り組むべき事業の意味合いも大いにあると考えております。

いずれもが伊方町の大きな魅力である豊かな自然、海と山を活かせる事業でありますので、体験型観光アイテムの新たな大きな柱として、実現に向けてぜひ取り組んでいただきたい事業であると考えています。

質問といたしまして、両事業の現左の進行状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱1、伊方町の自然を活かした体験コンテンツについてのご質問にお答えいたします。

町では、令和4年度に伊方町観光振興計画を策定し、国内はもとより、海外からの観光客にも対応できる観光まちづくりに取り組むことといたしております。

議員ご紹介の佐田岬トレイルと海の整備プロジェクトにつきましては、同計画におきまして、佐田岬半島の地域資源である海、陸を活用したアクティビティ構想として掲げております。

その実現に向け、令和4年度に一般社団法人地方創生機構が、同構想を盛り込んだ佐田岬観光資源高付加価値化及び観光コンテンツ開発事業につきまして、県のえひめの未来チャレンジ支援事業に申請をし、県からの事業採択を受け、県と町がそれぞれ1/2を負担する補助事業として実施されたものでございます。

ご質問の両事業の現在の進行状況と今後の取り組みについてであります。まず、佐田岬トレイルにつきましては、昨年度、町観光アドバイザー及び佐田岬見つけ隊と連携し、地域資源の調査や専門家による検証、シンポジウムの開催による機運の醸成などを行うとともに、トレイルコースの設定に取り組んだところでございます。

幹線コースは、佐田岬半島を5つのセクションに分けた5コースとし、全てのコースの踏破には4泊5日を想定し、各区間を分割して歩くことも可能なコースとしております。合わせて、ハイキング3ルートを選定も行い、WEBサイト「えひめ佐田岬トレイル」を制作し運用を開始いたしております。コース設定にあたっては、SDGSの理念に合致し、持続可能な運営を実現するために、必要最小限の経費で整備ができるよう配慮をいたしているところであります。

今後の取り組みといたしましては、10月を目途に、佐田岬トレイルを町内外に発信することといたしており、10月26日から29日に開催をされます、ツーリズムEXPOジャパン2023大阪・関西におきまして、展示商談会等を通じ、広くアピールしてまいりたいと考えております。

次に、海の整備プロジェクトについてでございますが、昨年度は、専門家や漁業関係者を交えた

宇和海の海を知る学びの会の開催、ワークショップの実施などにより、海中美術館構想に向けてのマスタープランを作成するとともに、町内数箇所の海中調査を行ったところでございます。今後は、その経過観察、検証を行いながら、構想の実現可能性について精査をしていくことといたしております。

今後とも、町では、観光振興計画に基づき、地元関係者や佐田岬観光公社と連携をして、佐田岬観光の魅力向上と発信に努め、国内外からの観光客の誘致と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、清家議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） とりあえず海中美術館というのは、アドベンチャーツーリズムといわれるものです。観光庁の資料で言いますと、データでは70兆円規模ということになっておりまして、26年には160兆円を超えることが予測されているという非常に大きな成長が見込まれる分野であります。

また、もう1つ唯一性としましては、1人当たりの単価が非常に高いということで、1番経済効果を見込まれる大型クルーズ船では1,000人規模のクルーズが必要だと言われているんですけども、アドベンチャーツーリングでは4人来航で達成できるような計画があるようでございます。

国内では、和歌山の南紀に水を全身で感じる旅というのがあるらしいんですけども、これは4日間で一人百万という構成をされているそうです。言うてみれば、人数が少なくても効率的に経済効果を得られるような事業であると伺っておりますので、伊方町も観光商工を力強く進めていって行くのが良いというふうに思います。

先程の答弁ですが、トレイルの方は5つのプランと3つの体験コースを選択できるということで、WEBサイトも開設されているようです。先程見させてもらったんですが、本当に湊浦の役場から佐田岬の端っこまで、半島を横断するコースを設定されておりまして、4泊5日の長丁場になっているんですが、半島の自然とか文化とかを感じていただける旅が増えるではないかと思いました。

海中美術館は、ワークショップの開催などのスタートプランの作成段階を経て、現在、可能性について精査中ということでありました。この海中美術館は、アジア初という大きなインパクトもありますし、環境面も藻の作成、ブルーカーボンの推進とか、それが流れても、産卵場所になったりということで、海の環境にとっても良いし、観光面にとっても、もちろん良いということで、できましたら、力強くこの事業に力を入れていただけたらと思います。

それで、再質問なんですけど、まず、トレイルにつきましては、先程申しましたように、急な道や山道を使うと、50km強になると思います。そうしますと、一気に来月オープン予定ということで、ここから一気にオープンというのは中々難しいと思います。

人が歩ける程度の整備にするにしても、全部一辺に整備するのは難しいと思うんですけど、先行してここからオープンしていくとか、そういうようなスケジュールを分かっていたら教えていただきたいのと、トレイルの集客方法とか、どんな運営にするのか、もし具体的なこと、今時点で分かることがありましたら、答弁をお願いします。

続きまして、海中美術館の方なんですけど、現段階では海中精査を行って効果を精査中ということだったんですけど、それを何時頃までに結果を出して、GOを出すのか、以上2点をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 只今の清家議員の再質問にお答えいたします。

最初に、佐田岬トレイルについて、5コースの計画をしております。具体的には、1コースにつきましては役場前から亀ヶ池温泉まで。2コースにつきましては、亀ヶ池温泉から三机まで。3コースにつきましては、三机から瀬戸アグリトピアまで。4コースにつきましては、瀬戸アグリトピアから三崎まで。5コースにつきましては、三崎から佐田岬灯台までのコースで計画をしています。その中でご質問にありました計画については、町道の歩きやすいコースといたしまして、先行して1コースと2コース及び5コースをオープン予定と考えております。

次に運営面につきまして、町と観光公社が連携しまして、有識者にガイドをお願いする予定でございます。10月を目途に町や観光公社のHPでよく発信を行いまして、観光公社と連携しながら、旅行商品としての精密を検討してまいります。

なお、海中美術館につきましては、今後の経過観察を見据えながら、状況に応じて慎重に検証を行う、現状としてタイムスケジュール管理には至っていないという状況です。

以上、清家議員の再質問の答弁といたします。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） トレイルというのが、歩いて伊方町の東の端から西の端まで行っていただくということで、非常に観光の幹になる部分だというふうに感じております。そこから、色々もつと海を知りたいという方には、クルージングなり、できれば海中美術館なり。

文化を知りたいという方には、藍染め体験をしてもらったり、グルメも、色々な食料を旅館で楽しんでもらえるということで、幹の部分から色々な枝葉に分かれて、観光が派生して取り組める事業だと思います。たちまち5区間のうち3区間オープンされるということなので、またその3区間と絡めて色々な観光資源を使いながら、トレイルの運営をしてくれたらと思います。

一般質問を投稿した後、テレビ番組でもそういうトレイルのことが出ていたんですけど、その番組で言っていたのは、やはりトレイルに関しては、ガイドの果たす役割が非常に大きいという話がありました。文化とか風土とか、そういうのを知りつくして、質問に対してしっかり受け答えができるガイドさんが必要不可欠だというふうに話しておりました。

当町につきましても、来月からオープンするということなんですけど、トレイルのガイドの育成について、どのような考えがあるのか、今の段階でありましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 観光におけるガイドの育成についてでございますけれども、現在、佐田岬観光公社におきまして、4人のガイドを任用しております。更に、先程の答弁にございましたように、トレイルにつきましてもガイドでございますが、これは、佐田岬見つけ隊に協力を求めていることも考えております。

ガイドの育成につきましては、先般オープンいたしました、佐田岬半島ミュージアムでもガイドの養成を行うというふうなところで進めております。そういったものを活用しながら、佐田岬見つけ隊、あるいは、町民の方々でも、こういうことに興味がある方に広く講習などを行っていき、養成をしていければと思います。また、地域おこし協力隊についても協力を考えております。佐田岬観光公社で任用しているガイドの1人、これは、地域おこし協力隊が入っております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員一般質問をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告にしたがい質問いたしたいと思っております。

大綱1、伊方町役場のデジタルトランスフォーメーション（DX）について。

伊方町デジタル推進計画をもとに、これから起こるであろう様々な変化に対応すべく、顔認証技術を使った買い物支援、メディカルフィットネス、オンライン診療の導入、ハイブリット交通など医療、福祉、交通など多岐に渡りデジタル技術を活用し、住民サービスの向上を目指して取り組んでいることは素晴らしいと思っております。

また、伊方町の情報発信、ブランディングとして、インフルエンサー養成講座の開設、でじラボ伊方町を開始し、デジタル人材を育成するため、町民、職員のデジタルリテラシーを高める工夫もされております。

一方、伊方町デジタル推進計画では、行政のデジタル化として「1. 情報システムの標準化・共通化、2. マイナンバーカードの普及促進、3. 行政手続きのオンライン化、4. AI、RPAの利用促進、5.

テレワークの推進、6.セキュリティ対策の徹底」の6つの重点取り組み事項があげられております。これらは今後、必須となってくると思います。

ただ、この6つの中にはなかったのですが、質の良いコミュニティの醸成と、計画にもありました佐田岬半島特有の合力の精神を強化するためにも、お互いの部署や事業内容の情報共有は必須だと思われまます。まさにデジタルツールの導入としては最適な分野かと思えます。

よく行政は縦割りと言われますが、伊方町も例外ではなく役場内の横の繋がり、横の連携がまだまだ苦手なように見受けられます。

先日、佐田岬半島ミュージアムのイベントで感じたのですが、役場内の部署を超えた協力や連携が希薄のように感じました。そもそも、そのイベントを知らない職員さんも多いのではないかと思います。そこで3点についてお尋ねいたします。

1点目、デジタルトランスフォーメーションによって作業の効率化を図り町民サービスも向上する。それによって生まれた時間を町民と接する時間に変えたり、職場内のコミュニケーションであったり、自己研鑽の時間に使ったりが大切だと思えますが、デジタルトランスフォーメーションによって伊方町役場の何を変えて、どのような職場環境をつくろうと考えておられるのかお尋ねいたします。

2点目、情報共有をしっかりと、お互いの事業内容をよく把握し連携していくために、情報共有のデジタルツールが効果的だと思いますが、導入するお考えはないかお尋ねをいたします。

3点目、伊方町役場のDXの推進体制は伊方町デジタル推進計画にも明記されており、CDO（CDOとはChief Digital Officer：最高デジタル責任者の略称で最新のデジタル技術と町民ニーズ、行政運営の課題を把握し、町内の部局等組織を横断した幅広いデジタル戦略、施策を統括、推進する責任者）ということです。と、CIO（CIOとはChief Information Officer：最高情報責任者のことで、デジタル技術を活用して、自治体内の業務処理の改善、業務プロセスの最適化等を推進する責任者）とあります。と定義も記載され、CDOは副町長とあるが現在、CIOはどのような業務を担い、またどのような成果を出しているのかお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1、伊方町役場のDXについてのご質問にお答えいたします。

町では、本年4月に伊方町デジタル推進計画を策定し、「小さなまちのデジタルライフ～選ばれる佐田岬、しあわせ感じる佐田岬を目指して～」を基本理念といたしまして、行政のデジタル化、暮らし・福祉・産業のデジタル化、町民のデジタル化に重点的に取り組むため、各種施策を推進しているところであり、行政のデジタル化につきましては、議員ご紹介の6項目の重点取り組み事項を掲げております。

まず、ご質問の1点目のDXによって役場の何を変えてどのような職場環境をつくろうと考えているのかにつきましては、行政のデジタル化に掲げる6項目を推進することにより、マイナンバー制

度の利活用による行政事務処理の効率化、AI 議事録作成支援システムの導入による事務作業の削減、テレワークシステムの導入による事務所に縛られない働き方などを実現いたしております。

特に、テレワークシステムにつきましては、ICT 技術を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人一人のライフステージにあった多様な働き方を実現できる、いわゆる働き方改革の切り札となるものと期待をいたしております。

こうした技術の活用により、職員の負担軽減、業務の効率化を図り、ワークライフバランスの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の情報共有のデジタルツールの導入に関するご質問についてでございますが、町では以前から、職員が利用する情報ネットワークにグループウェアやファイル共有の仕組みを導入いたしており、業務内容やスケジュールなどの各種情報共有を図ってきております。

しかしながら、デジタル技術は日々、飛躍的な進歩を遂げておりますことから、今後も情報収集に努め、有効な情報共有ツールがあれば、その導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、3 点目のデジタル推進計画の CIO の業務内容と成果についてでございますが、町では、本年 4 月から総合政策課内に、デジタル戦略監を配置し、CIO として位置付けております。

CIO とは、ご指摘のように、チーフ・インフォメーション・オフィサーの略で、推進計画においては、最高情報責任者として位置付けており、その業務は、「デジタル技術を活用して自治体内の事務処理の改善、業務プロセスの最適化を推進する責任者」と明記されております。

これまでの成果といたしましては、AI 議事録作成支援システムやテレワークシステムの導入のほか、庁舎内の Wi-Fi 整備、タブレット導入による会議のペーパーレス化など、業務の効率化に資する取り組みを行ってきたところでございます。

今後も、新たな技術を取り入れながら、DX を更に推進することにより、町民一人一人が幸せを感じ、町内外から選ばれる佐田岬を目指してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） まず、1 点目についてですが、私も以前にマイナポータルを使って、子育て支援などの申請をした時に、以前までは紙媒体を使って、何度も庁舎を往復したりして、非常に時間が掛かって不便だなと感じを受けました。マイナンバーとの連携によって、そういう作業も大幅に削減されまして、利用者にとってもありがたいなど、尚且つ職員の負担も減っているのであれば、そういう方向性はどんどん進めていただきたいと思います。

ただ、やはり伊方町は高齢化率も高いですから、そういう行政手続きの DX 化は大事なんですが、高齢者の目線に立った、デジタルとアナログを上手に組み合わせた、町民に寄り添った方法をやっていただきたいと思います。

それと関連するところで先日、ある課の担当職員が見えなくなったので、どうしたのかなと思っていましたら、奥さんが出産をされたので、「1か月の育休に入りました」と。男性が家事育児を手伝うというのは、今の時代では普通のことではありますが、そういうところを先駆けて伊方町が取り組んでいるのは、若者の定着にも繋がるし非常に良いことだと思います。そういう休みを取りやすくするためにも、DXを推進していただきたいと思っております。

次に2点目についてですが、公共へのデジタルツールは既に導入されているということなのですが、先月、我々伊方町議会としても、県の町村議会のDXの研修に参加しましたところ、やはり1番大事なものは「デジタルツールの導入にあたって、それをいかに使っていかかが大事である」と。良いものを導入しても、それを全員が使うことができなければ、逆にそれを導入することによって、非常に足を引っ張って時間を取っていつてしまう状況になると。

そういうことも踏まえて、今現在、導入しているツールに関しては、どのくらいの効果、どのくらいの職員が円滑に利用しているのか、グループウェアやファイル共有の仕組みはあると便利なのですが、それ以外にもLINEグループであるとか、そういうところが身近にあると思います。そういう、誰もが使える分かりやすいものを使って、職員間のコミュニケーションを図ることも大事だと思うんですが、それについてはどの様にお考えですか。

3点目ですが、今ご説明がありましたようにCIOのことや、今までの成果とか分かると思うんですが。このCIOは、現在役場職員がやっているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 3点の質問が並んだと思います。

まず1点目は、田村議員ご指摘のように、デジタルの普及というのは非常に大事なことである一方で、デジタル弱者に対する配慮は常にしながら進めながらいけないと思います。

1つはデジタルの導入による費用対効果。これにも十分注意をしていかなければならないし、使いこなすことが難しい人に対して、どういった対策をするのか。これは、今研究中であります、顔認証技術を使って、簡単に買い物ができる方法を施策するとか、そういったことで非常に高齢化が進んだ伊方町におきまして、弱者に対しても配慮をしながら、そのデジタル技術を教授できるような仕組みというのは施策を続けてまいりたいと思っております。

2点目は、情報共有ツールにつきましては、私はかなりずっと使っているものですから、職員の間には浸透していると思っております。LINEにつきましても、各グループを作って、例えば、緊急性の高い災害対策などは、写真を送ったりして、リアルタイムで確認ができる非常に便利なツールだと思っております。それぞれのLINEグループによっても、情報共有しております。

ただ、情報漏洩につきましては、しっかりと注意しながら、使ってまいりたいと思っております。

3点目ですけれども、職員がやっているものでございます。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今、町長の答弁をお聞きしまして、費用対効果を考えながら、使えるものは最大限使っていくということで、私の知らないところで、活用している事案も紹介してもらえまして安心をいたしました。

3点目のデジタル推進計画のCIOは職員が兼ねているということですが、近年ワークショップ等々、若手の職員を育てる意味合いも含めて、色々な組織が立ち上がっています。最高責任者は副町長を兼ねることが多いようです。副町長が最終責任者、本当の最終責任者は町長なんですけど、最終責任者を兼ねるケースが多いので、副町長の仕事量も相当多いように思います。

もうちょっと、職員も勉強になりますし、外部の人材を、CDOの副町長とCDIの職員の間、相談できるような外部人材を挟むとか、そういう活用を考えてみてはどうかと思うんですが、その点については、いかがお考えか伺います。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） CIOについては、非常にデジタルの関係に詳しい職員を、今年度からデジタル推進官として配置しております。

それからCDOについては、私が担当をしております。外部のアドバイザーになりますけども、この点につきましては、町政アドバイザーとして、情報関係のアドバイザーをお招きをしております。そういった方のご尽力にありまして、伊方町は現在、でじラボ伊方ということで、最新のデジタル関係の情報を教授できるセミナー、そういったものの開催も行っています。町政アドバイザーのアドバイスを受けながら、しっかりと監督をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。理事者の皆さまには、分かりやすい答弁をいただきたいと思っております。

大綱1、介護職の労働力の確保について、お尋ねいたします。

2025年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、人口の2割を占めるといわれております。

後期高齢者の生活を支えるために、必要な職業といえば介護、医療、家政婦、福祉等の職業だと言われており、介護分野の人手不足は他の職種に比べて深刻で、介護人材の確保・育成は全国的な



課題であることから、介護人材の確保と処遇改善が喫緊の課題となっていることは承知されていると思います。

また、介護職の離職率は平成24年の約18%から令和元年には約15%と、改善されつつあると言えますが、離職率の高い職業の1つだと言われています。原因としては人間関係、労働力に比べ給与が安いことが原因だといわれています。

他の議員も昨年、同じ質問をされており、商品券を支給できないかと質問されておりました。

その質問に対し理事者側は「国において、介護職員処遇改善加算の充実が図られており、介護事業所と共に検討し、必要な支援をしていくことにしております。」と答弁されておりましたが、国だけでなく、伊方町独自の支援も必要不可欠と感じております。

そこで、3点程お尋ねいたします。

1点目に、今年度は何か新しい対策や支援をしているのか。もしくは、される予定があるのか。

2点目に、奨励金の制度を始めた自治体もあるようですが伊方町でも始める気はあるのかどうか。

3点目に、人材確保の観点から介護職等に従事する人材の育成を支援する取り組みも必要と思いますが、現時点で何か予定、検討されていることがあるのかお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1、介護職の労働力の確保についてのご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、介護職の労働力の確保につきましては、全国的な問題であり、伊方町におきましても、高齢者の増加に伴い需要が増えることから、深刻な課題として捉えているところでございます。

ご質問1点目の今年度の新しい対策や支援の実施につきましては、昨年の12月定例議会での答弁を踏まえ、令和4年度に制定した、伊方町介護雇用創出事業補助金について、交付対象者を「町内で介護事業所を運営し、介護職員等を雇用する法人」から「福祉事業所」に変更し、社会福祉協議会やワークいかた等も対象としたところでございます。また、補助対象職員につきましても、雇用後に研修等により介護等の資格を取得する可能性があることから、有資格の介護職に限定せず、職員等に拡大したところでございます。

合わせて、対象職員の要件として、「公共職業安定所への求人申込により、離職失業者等を募集し、公共職業安定所の紹介により新たに雇用した介護職員等」と定めていた点につきましても、削除をいたしました。

利用実績は、今までのところ、補助対象となる新規雇用者がいないためございませんが、今年度も引き続き、制度の周知・利用促進に努めますとともに、事業所の意見も伺いながら改善を図ってまいります。

次に、2点目の奨励金の制度を始めた自治体もあるが、伊方町でも始めてはどうかのご質問で

ございますが、高齢者にとって介護が必要になっても、住み慣れた場所で暮らしていくためには、介護サービスの確保が不可欠でございます。その人材確保のための奨励金制度は、就労のきっかけや定着を図るうえで魅力的な施策ではありますが、奨励金を継続して福祉事業所やその職員に支給をするということは、財政負担が大きいだけでなく、処遇改善には、まず生活の基盤であります給与の底上げが必要であること、また、1職種に偏るのは、不公平となることなどの問題も、考慮しなければならないと考えております。

そのため、奨励金の導入は、今のところ考えておりませんが、他の自治体の取り組み状況等を見極めながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

一方、町では、介護人材の確保や定着促進は重要でありますことから、町内の介護事業所が新たに雇用する介護職員等に対しまして、特別住居手当を給付する、伊方町介護職員等家賃支援事業補助金を制定いたしており、その利用促進はもとより、今後も、必要な補助制度につきましては、様々な観点から検討していくこととしております。

また、現在は補助の対象を町内在住者に限定しておりますが、更なる人材確保の観点から、今後は町外在住者への拡充についても検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の介護職等に従事する人材育成を支援する取り組みについてでございますが、議員ご指摘のとおり、キャリアアップ等の研修受講や資格取得への支援は、人材育成の観点から必要と考えており、キャリア資格が増えることで、加算要件を満たせば事業所の収入も増加し、サービスの質の向上にも繋がってまいります。

そのため、町では、介護職員初任者研修受講支援事業で、従来から、介護の知識や技術を身につけようとする方に対しまして、研修の受講料を助成しているほか、昨年度、伊方町介護人材再就職支援事業補助金を創設し、介護職員として一定の知識及び経験を有する方が、講習等を受講する費用の自己負担分を補助しております。

引き続き、国や関係団体等の支援策を参考に検討を重ね、介護職等の人材育成を、より一層支援してまいりたいと考えております。

今後とも、月1回開催をしている福祉事業所等の職員を交えた意見交換会を通じ、事業所単体では解決できない課題等について、意見集約・調整を行い、経済的支援だけでなく、働き続けられる職場環境の改善なども視野に入れながら、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。

買い物事業所を運営している補償対象者を広げる取り組みは、凄く良いことだと思っております。また、伊方町雇用創出事業補助金は、これは国の支援事業だと思うんですが、伊方町独自の支援というのも、今後必要になってくると思います。

隣の富山県竹田市だと就職して一定期間が過ぎれば10万円、富山県の南砺町だと1年過ぎれば5万円。後、継続して3年、4年経てば一定の奨励金がいただけるという仕組み作りができてきています。

やっぱり他の自治体も人手を確保しようと一生懸命になってきていますので、伊方町でも独自の取り組みを、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、この伊方町雇用創出事業補助金は従事者にとってどのようなメリットなのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。  
暫時休憩します。

（休憩 10：59～11：00）

○議長（菊池隼人） 再開いたします。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 只今の質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、法人に対しての助成ということで、直接的に職員の方へのメリットというものはないということですが、法人は職員を採用する際に、この制度がある事で採用がしやすくなるというところでは、雇用の創出というところに繋がると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。

やはり、できるだけ従事者に対して支援が行くような取り組みを、今後は検討していただけたらと思います。

介護事業は、地域の雇用創出、人口流入の促進に繋がります。また、介護事業は、地域の人々の健康や生活を支える重要な役割を果たしていて、介護サービスの質を上げることによって、町外からも、伊方町でサービスを受けたいという方が出てくる可能性がありますし、雇用促進に繋がる可能性もあります。

また、サービスの質を上げることによって、その質の高さに応じた対価があればですね、例えば、介護事業者、また従事者に賃上げといえますか、その職業に対する意欲も出てくるのではないかと考えております。

介護事業を通じて、地域の人々の生活を支えることで、地域に貢献ができる優先度が高い職業だと私は思っているのですが、伊方町としてはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のように、介護に従事される方というのは、非常に伊方町にとって、重要な職業であるという認識をしております。

同時に福祉についてもそうですし、医療についてもそうですし、教育についてもそうですし、色んな方が集まっていたいただいて住みよい伊方町を作っていく、そういったことを総合的に判断して、何をどのように、働いている方々に対して、町は何ができるのかというのは、永遠の課題だということのように思います。

その中で、先程、他の市・町の事例もございましたけれど、そういったことも考えながら、伊方町としてバランスの取れた、例えば、町民の方からは奨学金の返済についても考えてくれないかと、これはあらゆる町内に帰ってこられた方に対してですけど、そういったご提案もあるわけでございます。

何が、介護職にとっても、その他の職業にとっても、伊方町に帰ってきていただいて、楽しく過ごしていただけるような施策なのかというのは、常に模索しながら、最適な方法を考えてまいりたいと考えております。また、議員のおきましても、様々なご提案をいただけたらと思います。以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

続いて、高月芳人議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月議員

○議員（高月芳人） 失礼いたします。

まずは、本日一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。今回は町の施策の取組について、2点質問させていただくので、理事者の分かりやすい答弁をよろしくお願いたします。それでは、早速質問に移らせていただきます。

大綱1、施策の効果的かつ計画的な実施について、質問いたします。

予算審議の際、毎回理事者から議会に対し、当年度取り組む主要施策が纏められた資料の説明があります。その資料には、新規事業、拡充事業、継続事業の事業名と予算が記載されているわけですが、毎回かなりの数の新規事業が上がってきているように思います。

令和5年度で言いますと、各部署合わせて継続207件、拡充15件の事業に加え、新規で60件の事業が追加されております。新規事業が多いということは意欲の表れであり、積極的な行政運営で素晴らしいなと思う反面、毎年継続事業に相当の新規事業が追加され、どんどん事業の数が膨れ上がっているようなイメージで、本当にこの量をこなせるのだろうか、それぞれの事業に十分な成果が得られるのだろうか心配になっているところでございます。

業務の内容や仕事量などは、私も十分承知しているわけではございませんので、一概には言えないところはあるのですが、職員の数は限られており、むしろ不足していると思われる状況の中、職員への負担が年々増しているのではないかと危惧しているところでございます。

そうした中で必要となってくるのが、選択と集中、スクラップ&ビルドという考え方ではないでしょうか。長年続けてきた事業というのは中々止めづらいところはあるでしょうが、停滞している事業があれば、思い切って縮小、または廃止していく必要があるでしょうし、今何が必要で、どこに力をいれなければならないのかを見極め、事業の優先順位を明確にし、そこに力を集中させて確実に成果を発揮させていくことが、これから必要になってくるのではないのでしょうか。

また、業務を効率化させて、余力を作ったうえで新たな事業に取り組んでいくということも必要ではないかと思えます。デジタルの技術を十分に活用することはもちろん、現在行っている業務、または業務の進め方に無駄はないのか精査していく作業も必要だと思えます。

こうしたことで、まず足場をしっかりと固めて、健全な形で事業に取り組み、着実に成果が出せるような環境づくりを行うことにより、効果的かつ計画的な施策を展開すべきと考えますが、現状を踏まえたくて、町長のご所見をお伺いいたします。

以上、大綱1の質問とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の高月議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱1、施策の効果的かつ計画的な実施についてのご質問にお答えいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症対策や、国・県からの権限移譲、多様化する住民ニーズに加え、人口減少対策などに対応するために、必要に応じて新たな事業に取り組んでおり、毎年、当初予算編成時に、新規・拡充・継続・廃止など、スクラップ&ビルドについて職員から提案を求め、精査したうえで予算計上しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、令和5年度は、当初予算ベースで継続207事業のほか、拡充が15事業、新規が60事業であり、令和4年度の拡充11事業、新規54事業と比べて、拡充は4事業、新規については6事業、それぞれ増えております。

このうち、新規事業の内訳は、土木事業等のハード事業及び単年度で完結する備品購入や計画策定等の業務委託などが、令和5年度は40事業、令和4年度は35事業と多くを占めており、これらを除いた、町の課題解決に資する政策的事業につきましては、令和5年度は20事業、令和4年度

は 19 事業が新規の事業でございます。

一方、事業の廃止は、令和 5 年度 0、令和 4 年度 4 事業とほとんど進んでいないことから、職員の負担が年々増えてきております。

職員の負担軽減のためには、事務事業のより一層のスクラップ&ビルド、選択が必要不可欠であり、これを徹底することで、業務を効率化させ、着実に成果が出せる環境を創っていく必要がございます。このことは、従来から職員に対しましても言ってまいったところではありますが、先般の 9 月庁議におきまして、現在の事務事業のうち、見直すべき事業について、その必要性や効率性、参加人数、費用対効果などの基準に沿って、評価・点検を行い、必要に応じて廃止・統合・縮小などを積極的に検討するよう、各課長に指示をいたしたところでございます。

また、事務の効率化のためには、デジタル技術の導入は有効でありますことから、伊方町デジタル推進計画に基づき ICT の利活用に努めるとともに、伊方町行政事務改善委員会等を通じ、不要または無駄な業務の見直しも行っているところでございます。

これらにより、事務量の削減や事務の効率化に取り組むとともに、必要に応じて職員の確保にも努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、限られた職員数で各種施策を実行していかなければなりませんので、必要な新規事業には積極的に取り組む一方で、事務事業の見直しを適宜適切に行いながら、職員の負担軽減に努め、効果的な施策を展開して、着実に成果が得られるように努めてまいりたいと考えております。

以上、高月議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。高月議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月議員

○議員（高月芳人） 答弁ありがとうございます。

先程の答弁にありましたように、事業の廃止については、令和 5 年度 0 で、4 年度は 4 事業ということで、非常に少ないなという印象があります。町としても、それなりに取り組んでいるということですが、実際にはこういった意見があるということは、重く受け止めていただきたいと思います。

やっぱり町民のニーズもさることながら、世の中のニーズというのも目まぐるしく変化する時代です。そういった中で、やはり新規事業というのはどうしても、どんどん出てくる気がいたしますが、やはりバランスです。バランスが大切であって、新規事業の中でも、やったら良いなというのは結構たくさんあると思います。

その中でも、これはやらなきゃならないとか、これは時期尚早とか、そういった見極めも大切でしょうし、先程から言っているとおり、いかにスクラップできるかが今後ネックになってくるんじゃないかと思っております。これ簡単に言ってしまうんですけど、難しい作業になると思います。

今後より一層、そこに注力していただいて、職員のみんが気持ちよく仕事できる環境づくりをしていただきたいと思います。

こういったスクラップという部分で、実際に仕事をしている職員が、中々言いづらいというところがあると思います。今の仕事がやっぱり内容にそぐわないのではないかと、中々言いづらいと思います。そこはですね、理事者が職員に寄り添って、もっと職員の心を引き出すようなことをどんどん進めていただきたいと思います。そういった風通しのいい職場づくりという面で、今、町として取り組んでいることがあるのか、これから取り組みたいのか、そういったことがあれば、答弁をお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の高月議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 全く同感です、基本的に。

スクラップに関して非常に難しいと、職員も難儀しているというのが現状であります。廃止してしまうのが難しい事業であれば、同じような事業を統合して簡素化していくという方法も考えられます。色んな知恵を絞りながら、業務の軽減・効率化を図っていくように、努めていくということを示しております。

そして、職員の声聞くという面に関しましては、先月、先々月と、2か月にかけて、係長級の職員との懇談をいたしました。非常にたくさんの声をいただきましたし、非常に有意義な時間を過ごせたなと思います。その声を拾って、できること・できないこと、これはありますけれども、なるべく多くの職員、300人おりますので、全員というわけにはいかないかもしれませんが、皆様の声を聴きながら、風通しのいい職場づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月議員

○議員（高月芳人） 町長も同じような認識ということで、しっかりこのことについては取り組んでいただきたいと思います。各事業が進んでいくとですね、ある程度余裕が出てくると思われます。職員の皆さんとお話しすることがあるんですけど、非常に良い考えを持っている職員がたくさんおられます。

ただ、今持っている仕事が多くて、中々企画ですとか、形にすることまで手が及ばないという現状があります。そういった職員の意欲的な意見というの、余裕が出てくるとどんどん上がってくると思いますので、そういったことも進めていただくと、職員のやる気のも繋がると思います。

職員の提案募集の制度もありますので、これがどんどん活性化するように、職場づくりを進めていただきたいと思います。その点について、お伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の高月議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 職員の提案制度につきましては、これから9月議会が終わりましたら、提案募集を進めていく予定でございます。年末にかけてその提案を取り纏めて、来年度の当初予算に生かしていく、そういったことを毎年繰り返して、昨年もその点が出ておりました。

やはりその提案をいかに拾い上げて具現化するかが、職員のやる気に繋がっていると思いますので、そういったことも続けてまいりたいと思います。今後も、色んな機会を通じて、職員の声を機仕組みというのは作っていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、高月議員の大綱1を閉じます。高月議員、一般質問大綱2をお願いします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月議員

○議員（高月芳人） 大綱2、町有施設の利活用・魅力化について、質問いたします。

町は数多くの施設を所有しておりますが、その中には廃校となった学校の校舎や保育所跡地など、その役目を終えて使用されなくなった施設や、現在稼働中であっても極端に使用頻度が少なく有効に活用できていない施設もかなり多く存在いたします。

更に先般、学校再編計画案が策定され、小中学校の統廃合について現在各地域で説明会が開催されているところであり、また保育所についても、今年度中に再編計画が策定される予定となっております。このように、人口減少が進むにつれ、今後更に遊休施設は増加していくこととされます。

この件につきましては、町民の皆さんも関心が高く、「跡地はどうなるのか」、「何か有効に活用できないものか」など、私のところにもこういった心配の声が届いているところでございます。

こうした状況を受けて、現在町としても、遊休施設の増加や施設の老朽化を今後持続可能なまちづくりを進めていくうえでの課題と捉え、その解決に向けた取り組みとして、町有施設の民間活用提案事業の運用が既に開始されており、その成果も少しずつ表れていることと承知しておりますし、私としましても非常に良い取り組みであると期待しているところでございます。

遊休施設を含めた町有施設の利活用は、人口減少問題をはじめ、町が抱える諸問題の解決を図るうえで大きなポイントの一つになるのではないかと考えますが、町としては、遊休施設の利活用および現在稼働している施設の有効活用・魅力化をまちづくりの位置付けとしてどのように捉えているか、また活用の方針、事業の推進体制について、町有施設の民間活用提案事業を含めた、現在の取り組み内容と成果を紹介いただきながら、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の高月議員の一般質問大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長



○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱2、町有施設の利活用・魅力化についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、廃校となった校舎や使用頻度が低く有効活用できていない施設が数多くあり、今後、学校や保育所の再編などもありますことから、遊休施設の増加や施設の老朽化は、町の将来に向けて、持続可能なまちづくりを進めるうえで大きな課題となっております。

また、町の最重要課題は、人口減少対策であり、その重点戦略におきましては、子育て世代、特に女性の人口を増やすこと、働くシニア、アクティブシニアを増やす。就職期を迎えた若年層の転出抑制・転入促進を図ることを目指すべき将来像として掲げており、その実現に向けて、本年7月に、伊方町人口減少対策重点戦略推進会議を開催し、各種施策を推進していくことといたしております。

この人口減少対策を進めていくうえでは、遊休施設のみならず、稼働中の施設も含めた町有財産について、その有効活用や魅力化を図ることが、本町のまちづくりにおいて、極めて重要と捉えております。

このため、町では、町有財産を有効に活用し、町の均衡ある発展と町民福祉の向上に資するため、従来の「伊方町遊休地利活用検討委員会」を改め、今年度から「伊方町公有財産利活用検討委員会」を設置し、施設の現状把握や利活用等に取り組んでいるところでございます。

また、公有財産の有効活用に関する民間提案事業につきましては、全ての町有財産を対象に、民間事業者が保有する資金力、経済力及び技術力を活かした提案を募集し、官民連携を一層推進することにより、住民サービスの向上、新たな雇用の確保などに積極的に取り組むこととしております。町にとりましては、財産の有効活用、財政コストの縮減、地域経済の活性化に、民間事業者にとっては、ビジネスモデルの創出や企業イメージの向上に繋がるものと考えております。

これまでの成果といたしましては、三崎支所への銀行・商工会の設置、旧名取小学校用地の分譲、地域振興センターへのサテライトオフィスの創設の他、旧水ヶ浦小学校へのコールセンターの誘致、県との連携による三崎支所へのIT企業の誘致、白崎埋め立て地への民間賃貸住宅の整備といった成果が得られており、新たな提案の相談もいただいているところでございます。

更に、町では、民間の取り組みに対しまして、民間賃貸などの成果住宅整備支援制度、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助制度、産業振興促進対策補助制度、企業誘致条例の制定など、各種支援制度を整備しているところであり、これら事業との相乗効果により、更に成果が得られるものと考えております。

今後とも、官民一体となって町が抱える課題に対応するため、公有財産の有効活用をはじめ、産業・雇用の創出と住宅の確保などの人口減少対策に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上、高月議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。高月議員、大綱2の再質問はありま

せんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月議員

○議員（高月芳人） 町の最重要課題ということで、人口減少対策ということになると思いますが、やはりポイントとなるのが、先程も町長が申されたとおり、産業と雇用の創出と住宅の確保が結構大きなポイントじゃないかと、僕も同じ認識でございます。そういった中で、これに対する色々な制度とか事業とか展開されておりますが、その中で気になることがあります。

まず利活用についてなんですが、町としては、基本的に遊休施設をそのままの状態で譲渡、または貸し付けするという事になっていると思います。貸し付けをする割にはですね、遊休施設には、すぐに活用していただけるような状態の良い施設もあれば、耐震の問題ですとか、経年劣化等で大掛かりな改修も必要な施設も多いのではないかと思います。

そうした場合、町の施設に対して、つまり自分の資産にならないものに対して、企業等が大きな投資をしてこの伊方町に来てくれるのかと考えた時に、やはりそれはハードルが高すぎるのではないかと思います。施設の内装ですとか、設備、備品など事業に要する部分については、事業者負担してなければならぬと思いますが、外皮や柱、屋根など、建物の構造にかかる部分については、町が直しておくなど、利用しやすい、利用したくなるような受け入れ態勢を取っていただきたいのですが、この点についていかがでしょうか。

もう1つ、魅力化についてです。

現在稼働中の、町の指定管理施設とか数々あります。先程大綱1でも申しましたように、世の中は目まぐるしく変化していきます。その流れに対応しなくてはならないということで、やっぱり年々、新たな魅力ですとか、話題性の創出というのを、生み出していかないといけない。

その他で、サービスの更なる向上を図っていきたいという思いはあるんですけども、現状を見ても、昨年と同様ですとか、現状維持みたいな、これは施設に限らず、色んな行政の関わっている事業については、そういうのが結構多くみられるのかと思われま。

やっぱりこういった速い流れについて行って、前へ前へ考えを巡らせて、先手、先手を取っていくという考え方が必要だと思います。1年間やったら、可能性が出てくる。その可能性について、次はこうしようというような、もっと前向きな事業展開とか、施設の運営とかそういったものを目指していただきたいと思います。

そういったことで、施設の管理者とか、事業者とはどういったコミュニケーションをされているのか。基本的には管理者が運営するわけなんですけど、やっぱり町としても、そういったことを共同して進めていく必要があると思います。

そういった場をもっと多く設定して、建設的な議論の中で、より魅力的な施設を目指してほしいと思いますが、その点についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の高月議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 2点ございますが、私からは1点目について答弁させていただきたいと思  
います。

企業を誘致する際に、どこまで魅力的な施策が町で用意できるかというのは、企業にとっても大  
きな視点であると思っております。基本的な点は、入っていただく施設についての柱の部分は、必  
要最小限度の部分は、町が整備すべきだと思えますし、それ以外の、企業が所有する部分につい  
ては、企業の負担というのが基本的なことなんだろうというふうに思います。

ただ、個々によって色々な事業がございますので、ある程度裁量の幅を持たせていただいて、相  
談のうえ、どこまで町が負担するか、企業が負担をどこまで求めるかっていうのは、話し合いの余  
地は残していくべきかなと思っております。基本的な部分は、先程申しましたような考えのもとで、  
進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 2点目の、施設の管理者様や事業者様との連携という点でございます。

現在、佐田岬半島ミュージアム、そういったところも新たに設置し、亀ヶ池温泉の再建、そうい  
うことも進めております。そういった中で、管理者・事業者とのいわゆる情報共有、協議の場とい  
うのは必要であるというふうに考えております。

観光公社の方にも、「観光の観点からのそういう限定した協議会というものは必要ではないか」と  
いうような投げかけも行っております。そういったことを通じまして、事業について、議員仰られ  
たように、決して上手くいかないということもあるかと思えます。そういったところについては、  
反省をしっかりとしながら、そしてまた連携をしていくことによって、より前を向いて進められるよ  
うなものについては、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、大綱2の再々質問はあ  
りませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月議員

○議員（高月芳人） まず1点目の、事業の取り組みについてです。

どこの自治体も引っ張り合い・取り合いというところで、どれだけ魅力的なものを出せるかの競  
争になってきているようです。

伊方町の立地的に、決して有利な条件というわけではないと思えます。その分、来ていただきや  
すいように、やっぱり他の自治体と比べて見劣りしない、1番良いんだというような思い切った施  
策を打ってほしいなと思えます。それで、収入が増えたとか、働く場所が増えたということであれ

ば、町民の皆さんも納得していただけたと思いますので、必要などころには、必要な投資を適切に  
していただくということで、お願いいたしたいと思います。

また、魅力化について、副町長も仰られていましたけども、もっとコミュニケーションをしてい  
ただいて、任せっきりにするのではなくて、一緒にやっていくということで、同じ目標を掲げた中  
で、より魅力的な施設を目指して、前を向いてほしいと思います。

最後にもう1点あるんですが、この件につきまして非常に重要なんですが、これの推進体制がど  
うなっているかというところなんです。今、施設の管理は、各課で諸藩の管理をしているのではないか  
と思うんですが、やっぱりこれをもっと力強く進めていくために、もっと横断的に、全て網羅した  
ような、例えば専属の部署があってもいいと思います。もうちょっと集中的に取り組めるような環  
境があればいいと思うんですが、この辺りをどのようにお考えになられているか、ご答弁お願い  
いたします。

○議長（菊池隼人） 只今の高月議員の大綱2、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 前段の魅力的な条件の部分に関してですけれども、政策的な部分と、それか  
ら例えば、コールセンターが来てくれた1番の大きな理由は、あの旧水ヶ浦小学校の景色でござい  
ました。自然条件、海を見ながら仕事ができるというのに非常に魅力を、社長さん感じていただい  
て、あそこに決断をしていただいたこともございます。そういった伊方の特色を生かしながら、町  
としてできる限りの支援策を、企業誘致条例などの条例をもとにして、支援したいと思っております。

それから、2点目なんですが、今現在は、総合政策課の方で誘致を担当して、施設の管理はそれ  
ぞれの担当課で、決まった後はやっていくということで進めてございます。新たな課というと、マ  
ンパワーの限界もございますし、何をどうすれば良いのか、町政全般を見ながら、この部分の組織  
の在り方というのは、副町長の元でまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、高月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、呼鈴でお知らせいたします。議員の皆さんは、議員全員協議会を開催いたしますので、  
全員協議会室にお集まりください。

(休憩11:39~13:00)

## 発議第6号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定に基づき、これより「亀ヶ池温泉対策特別委員会の廃止について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よつて、「亀ヶ池温泉対策特別委員会の廃止について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1「亀ヶ池温泉対策特別委員会の廃止について」発議第 6 号を議題といたします。発議を書記に配布させます。

本案につきましては、先の全員協議会で確認を終えておりますので、提案者の説明は、これを省略し、採決することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

これより採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よつて、発議第 6 号「亀ヶ池温泉対策特別委員会の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

#### 発議第 7 号

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定に基づき、これより「観光事業対策特別委員会設置に関する決議について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よつて、「観光事業対策特別委員会設置に関する決議について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 2「観光事業対策特別委員会設置に関する決議について」発議第 7 号を議題といたします。発議を書記に配布させます。

本案につきましては、先の全員協議会で確認を終えておりますので、提案者の説明はこれを省略し、採決することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

これより採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よつて、発議第 7 号「観光事業対策特別委員会設置に関する決議について」は、原案のとおり可決されました。

#### 委員の選任

○議長（菊池隼人） 只今、観光事業対策特別委員会が設置されましたので、引き続き、「委員の選任」を行います。委員名簿を書記に配布させます。

お諮りいたします。観光事業対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、特別委員会を開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から観光事業対策特別委員会を開催いたします。

なお、招集通知は配布いたしませんので、よろしく願いいたします。委員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせします。

（休憩 13：06～13：20）

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に観光事業対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

観光事業対策特別委員会委員長に、阿部吉馬議員。

副委員長に、加藤智明議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

## 報告第8号

○議長（菊池隼人） 日程第5「令和4年度伊方町継続費精算報告書について」報告第8号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第8号、令和4年度伊方町継続費精算報告書について、ご報告いたします。

これは、地方自治法第212条第1項の規定により、令和3年度に継続費を設定した、亀ヶ池温泉本館再建工事設計委託業務について、令和4年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

本事業は、全体計画3,300万円に対して、実績についても同額の3,300万円でございます。

以上、継続費の精算報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、報告第 8 号「令和 4 年度伊方町継続費精算報告書について」を閉じます。

### 報告第 9 号

○議長（菊池隼人） 日程第 6「令和 4 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第 9 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第 9 号、令和 4 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付して、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況です。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに黒字決算のため、数字には表れません。

実質公債費比率は、5.9%、将来負担比率は、将来負担額を基金などの充当可能財源等が上回っているため、数字には表れません。

次に、公営企業会計における資金不足比率の状況です。全ての公営企業会計において資金不足が生じていないため、数字には表れません。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 9 号「令和 4 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

### 報告第 10 号

○議長（菊池隼人） 日程第 7「令和 4 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第 10 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 報告第 10 号、令和 4 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執

行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっており、令和4年度の実施事業について、点検・評価を纏めたものです。

伊方町総合計画においては、本町のめざす将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」を実現するため、教育・スポーツ・文化面でのまちづくりの基本目標を「ふるさと愛いっぱいの人材が育つまちづくり」と定めており、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、学校、家庭、地域の連携・協働を図りながら、コロナ禍の中、学校教育や社会教育等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進してまいりました。伊方町教育委員会の教育重点施策、教育行政執行の概要を順に掲載し、個々の事業につきましては、12頁から18頁にかけて、4段階に分かれて評価いたしており、最後の総評加えておりますので、お目通しいただけたらと思います。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、令和4年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「令和4年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

### 議案第71号

○議長（菊池隼人） 日程第8「令和5年度伊方町一般会計補正予算（第5号）」議案第71号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第71号、令和5年度伊方町一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億3,584万2千円を追加し、総額を120億6,409万6千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、2款総務費については、令和4年度決算に係る実質収支額の2分の1以上の積立てを行うための財政調整基金積立金として、1億3,200万円を計上いたしております。

3款民生費については、障がい者グループホームの開設に伴い、必要となる備品の整備を行うための経費として、833万5千円を計上いたしております。

4款衛生費については、亀ヶ池水質環境改善対策事業に1,251万円、海岸漂着物再資源化機器導



入工事として、906万4千円を計上いたしております。

6款農林水産業費については、漁業振興対策補助に616万4千円、田之浦漁港遊歩道修繕工事に1,271万5千円を計上いたしております。

7款商工費については、長引いた新型コロナウイルス感染拡大及び原油価格高騰等に伴い低迷した町内事業者への支援策として、プレミアム付地域商品券事業に8,400万2千円を計上いたしております。

9款消防費については、津波発生時の避難路及び一時避難場所における夜間の避難環境の整備に対する支援策として、夜間津波避難対策事業に400万円を計上いたしております。

以上、歳出の主な内容の説明といたします。

これに対します歳入の主なものは、1款町税2項固定資産税については、2億5,118万4千円を増額いたしております。

10款地方交付税1項地方交付税については、普通地方交付税9,744万6千円を増額いたしております。

14款国庫支出金2項国庫補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,339万8千円を計上いたしております。

16款財産収入1項財産運用収入については、伊方エコ・パーク出資配当金3,459万9千円、三崎ウィンド・パワー出資配当金3,000万円を計上いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金については、歳入歳出予算の調整を行うため財政調整基金繰入金7億7,676万7千円を減額いたしております。

19款繰越金1項繰越金については、決算に伴う前年度繰越金2億6,285万5千円を計上いたしております。

20款諸収入7項雑入については、亀ヶ池温泉の災害共済金3億532万4千円を計上いたしております。

21款町債1項町債については、過疎対策事業債8,240万円を計上いたしております。

以上、令和5年度伊方町一般会計補正予算（第5号）の主な内容の説明とさせていただきます。

なお、詳細について、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（菊池隼人）** お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の13頁をお開きください。

#### 1款 議会費

1項 議会費 （13頁） 質疑ありませんか。

#### 2款 総務費

1項 総務管理費 （13頁～14頁） 質疑ありませんか。

- 2 項 徴税費 (14 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 戸籍住民基本台帳費 (15 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 選挙費 (15 頁) 質疑ありませんか。

### 3 款 民生費

- 1 項 社会福祉費 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 児童福祉費 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 老人福祉費 (17 頁) 質疑ありませんか。

### 4 款 衛生費

- 1 項 保健衛生費 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 清掃費 (19 頁) 質疑ありませんか。

### 6 款 農林水産業費

- 1 項 農業費 (19 頁～20 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 林業費 (20 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 水産業費 (20 頁～21 頁) 質疑ありませんか。

### 7 款 商工費

- 1 項 商工費 (21 頁) 質疑ありませんか。

○議員(田村義孝) 議長

○議長(菊池隼人) 田村議員

○議員(田村義孝) 3 目観光振興費、18 節佐田岬灯台利活用推進プロジェクト、この内容についてお伺いいたします。

○観光商工課長(三好要) 議長

○議長(菊池隼人) 観光商工課長

○観光商工課長(三好要) それでは、私の方から、佐田岬灯台利活用推進プロジェクト負担金についてご説明いたします。

この内容につきましては、事業実施主体が、佐田岬灯台利活用推進コンソーシアムという 7 団体の組織で構成されておりまして、昨年度から事業実施しているものでございます。今年度の全体事業費としては、990 万円の事業費の中で、この内容につきまして国の補助金・助成金を活用しまして、伊方町の負担金としましては、100 万円の補助金を出す形になります。

主な内容についてですけど、今年度の取り組みになりますけども、4 項目ありまして、旧観光公社跡地を利用した整備に向けての調査を行っておりますことが、1 つ。

2 つ目に、佐田岬半島ミュージアムと連携した無人での展示。

3 つ目に、エメラルドタイムというところで、その時間帯でのガイドツアー。

4 つ目に、三崎高校生へのガイドツアーの育成というようなところで、この事業を行うということで、その負担金を計上しております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩します。

（休憩 13：36～13：39）

○議長（菊池隼人） 再開します。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 失礼しました。

今、補助金の関係を説明しましたけれども、助成金につきましては、財団からの補助金ということで、助成金になりますので、訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 先程課長から答弁がありました、コンソーシアムを構成している7団体、実施主体の組織名について、差し支えなければ、お伺いいたします。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 7団体の構成になります。

まず、伊方町、佐田岬観光公社、佐田岬半島ミュージアム、全日佐田岬高等学校、株式会社伊予銀行三崎支店、佐田岬Sプロジェクト、南海放送株式会社の7団体になります。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 最後としますが、議会として初めて聞く内容な気がしますので、資料とかありましたら、また後日でも結構ですので、持ってきていただけたらと思います。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） それでは、資料の方、準備させていただきます。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 先程の課長さんの答弁、1点ちょっと分かりにくかったんですが、いわゆる最初は国の補助でという形で説明があって、訂正をして、最後聞き取れなかったんですよ。

伊方町が100万出すのは分かるんですけど、後の総額990万ですかね、その補助については、どこが補助をするのか、分かりにくかったので、ちょっと説明をお願いいたします。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 990 万の 8 割は海と日本財団の補助でございます。1 割の補助を町が行います。残り 1 割は事業主体が用意する形でございます。

○議長（菊池隼人） よろしいですか。他、質疑ございませんか。（「なし」の発言あり）

#### 8 款 土木費

1 項 土木管理費 （22 頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費 （22 頁） 質疑ありませんか。

3 項 公園費 （22 頁） 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費 （22 頁） 質疑ありませんか。

7 項 集会所費 （23 頁） 質疑ありませんか。

#### 9 款 消防費

1 項 消防費 （23 頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 防災対策費の 18 節、夜間津波避難対策事業補助金 400 万円なんですけど、その内容について説明をおねがいたします。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） これの分は、夜間津波避難訓練をした地区に、合計 200 万円の補助をいたします。内訳は、県が 100 万、町が 100 万です。この 400 万については、2 地区を想定して予算を組んでいます。使い道は、避難道の整備とか、階段整備とか、街頭設備とか、舗装というのに使います。

以上です。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） そういう夜間に避難するためのそういう道路の整備ですが、2 地区という取り決めといたしますか、こういうのは広く町内で活用ができるようなスタンスで周知をして、補助金を出しますよという形の方が、良いんじゃないかなと思うんですけど。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） この件に関しましては、当初の自主防災会で説明をして、またお願いをしているんですけど、昨年の実績が 1 地区だったんです。今年は湊浦地区が予定はしているんですけど、それ以外はないので、とりあえず 2 地区で出しております。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） こういう声というのは、ほとんど地区には届いていないっていうのが、現状だと思います。私も、初めてこういう補助金があるっていうのを知ったんですね。行政としては、町会なり、自主防災会なりに、それは伝えとるんだらうと思います。それが中々届いていないのが現状なんで、こういう事業がありますよという周知の方法とかをですね、そこらをもうちょっと考えていただいたら、この事業がより有効に活用できるじゃないかなと思うんですけど、その辺りどうですか。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議員さん仰りましたとおり、PRが不足しておりましたと思うので、広報誌等に掲載するように検討いたします。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

#### 10 款 教育費

1 項 教育総務費 （23 頁～24 頁） 質疑ありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 5 目町営寄宿舎運営費、10 節需用費、12 節委託料は、金額が近いので、区分変更かなと思うのですが、この区分変更の理由を教えてくださいと思います。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 食糧費と管理業務委託につきまして、目面通り振替ということで、予算計上させていただいております。こちらにつきましては、給食業務につきまして、1 学期中、それから 1 学期終わりに、生徒さんに希望調査を行ったところ、他の業者を望む声が多かったので、9 月 1 日に契約していた業者との契約を解除し、食糧費でその都度調達するように、今現在いたしております。そのためのお金になります。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

2 項 小学校費 （24 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 （24 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 （25 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費 （26 頁） 質疑ありませんか。

#### 12 款 公債費

1 項 公債費 （26 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。9 頁をお開きください。

#### 1 款 町税

- 1 項 町民税 (9 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 固定資産税 (9 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 軽自動車税 (9 頁) 質疑ありませんか。
- 6 項 使用済核燃料税 (9 頁) 質疑ありませんか。

9 款 地方特例交付金

- 1 項 地方特例交付金 (9 頁) 質疑ありませんか。

10 款 地方交付税

- 1 項 地方交付税 (10 頁) 質疑ありませんか。

12 款 分担金及び負担金

- 2 項 負担金 (10 頁) 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

- 1 項 国庫負担金 (10 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 国庫補助金 (10 頁) 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

- 1 項 県負担金 (11 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 県補助金 (11 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 委託金 (11 頁) 質疑ありませんか。

16 款 財産収入

- 1 項 財産運用収入 (11 頁) 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

- 2 項 基金繰入金 (12 頁) 質疑ありませんか。

19 款 繰越金

- 1 項 繰越金 (12 頁) 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

- 7 項 雑入 (12 頁) 質疑ありませんか。

21 款 町債

- 1 項 町債 (12 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って「債務負担行為の補正 第2条 第2表」第2表は、5頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第3条 第3表」第3表は、6頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号「令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 72 号

○議長（菊池隼人） 日程第 9「令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 72 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 72 号、令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、令和 4 年度介護保険特別会計保険事業勘定の決算に伴う繰越金の計上と、令和 4 年度に交付を受けた補助金や交付金等に精算の結果必要となった返還金のための予算を中心とした補正であり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,905 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 14 億 2,759 万 2 千円とするものでございます。

補正予算について、歳出からご説明いたしますので、資料 6 頁をお開き願います。6 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和 4 年度繰越金等の歳入から、償還金を差し引いた額 1,002 万 9 千円を計上いたしております。

9 款 1 項 2 目償還金につきましては、令和 4 年度に概算交付を受けた補助金や交付金等の精算により生じた返還金 4,902 万 4 千円を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。4 款 2 項国庫補助金として、4 目保険者機能強化推進交付金につきましては、117 万 9 千円、7 目介護保険者努力支援交付金として 114 万 2 千円を計上いたしております。

10 款 1 項 1 目、繰越金は、令和 4 年度決算に伴う繰越金 5,673 万 2 千円を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 72 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号「令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第73号

○議長（菊池隼人） 日程第10「令和5年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」議案第73号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 議案第73号、令和5年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ4,957万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億830万4千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。5款1項1目繰越金4,957万6千円は、令和4年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。1款1項1目風力発電施設管理費の14節工事請負費4,957万6千円は、歳入補正額により増額するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第73号「令和5年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第74号～議案第83号

○議長（菊池隼人） 日程第11「令和4年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第74号から日程第20「令和4年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第83号までの10議案は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 議案第74号令和4年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第83号令和4年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの10議案につきましては、町の全10会計の決算認定をお願いするものでございます。



令和4年度一般会計の決算状況は、歳入歳出の差し引き4億6,998万9,337円、このうち、翌年度への繰越財源2億713万2,540円を差し引いた実質収支は2億6,285万6,797円となっております。

特別会計の決算状況は、8会計併せた歳入歳出の差し引き1億5,735万999円、このうち、翌年度への繰越財源1,000万円を差し引いた実質収支は1億4,735万999円となっております。

また、企業会計の決算状況について、収益的収支の差し引きは、2,885万9,962円となっておりますが、資本的収支の差し引きは、5,018万3,417円不足しております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、お願いいたします。

○議長（菊池隼人） 監査委員より、地方自治法第233条第3項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第241条第5項の規定に基づく、基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思っておりますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（門田光和） 議長

○議長（菊池隼人） 門田代表監査委員

○代表監査委員（門田光和） 令和4年度の決算審査意見書につきましては、議員の皆様のお手元に、既にお配りをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された令和4年度伊方町一般会計及び特別会計決算における歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等並びに水道事業会計決算に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、令和5年7月24日から8月9日にかけて、実質8日間にわたり、末光監査委員並びに会計管理者及び監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合し内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が112億4,653万5,561円、歳出総額が107億7,654万6,224円の収支となっておりまして、差し引き4億6,998万9,337円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源2億713万2,540円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は、2億6,285万6,797円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が 98.24%と、前年度に比べ、0.56 ポイント上回っております。しかしながら依然として、町税及び国保税並びに住宅使用料等の滞納額が多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努められたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、ただ、委託においては、経済的合理性が高まるなど有益な部分もありますが、その委託業者が適切なかどうかの適格性を見極めや支出明細の管理、業務成果の確認が重要となります。

常にサービスの対価であることを念頭に置き、目的への適合性や支出の用途を確認しながら、業務委託の必要性と金額の妥当性を意識することを強く望むものであります。

また、不用額については、3 億 2,866 万 2,236 円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることのないよう、適切な予算の執行管理に努められたい。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計以下、8 の会計がございます。いずれの会計も黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険事業特別会計の直営診療施設勘定及び公共下水道事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、一般会計からの多額な繰入により、黒字または収支額の決算となっている状況であります。

これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や加入率の伸び悩み、厳しい経営環境にはありますが、適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものでございます。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。併せて、地方交付税についても合併特例加算の終了に伴い、財政運営は一段と厳しくなるものと思われま。つきましては、事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町水道事業給水条例及び事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。

諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた 844 万 4,750 円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金 1 億 5,134 万 1,540 円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、37.19%となっております。

今後も、同様な依存体質が続くものと予想されるところでありますが、水道事業は、独立採算性での運営を行うことが基本原則であります。水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による投資的経費の増大などが相まって、大変厳しい経営

状況が見込まれます。引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められますよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

むすびに、令和4年度の審査を通してでございますが、課所管の事務、事業別決算につきましては、それぞれ決算審査の中で意見や要望等を課長さん方に申し上げさせていただきました。地方自治法第2条第14項に地方公共団体は、その事務を処理するにあたって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと謳われております。今後とも、職員の皆様に期待とお願いをいたします。

また、先が見通せない厳しい執務環境の中、職務に精励しておられます理事者をはじめ関係者のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後とも、つつがなく職務を全うされますようお願いをいたしまして審査意見の補足といたします。

○議長（菊池隼人） 只今説明のありました、令和4年度各会計決算の取り扱いにつきましては、お手元に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和4年度伊方町一般会計決算以下、決算関係10議案を総務文教厚生、産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

### 散会宣告

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。13日から14日は、休会。15日は、午前10時から各常任委員会合同により令和4年度決算の審議を行います。16日から20日は、休会。21日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 14時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員

